「見守り 新鮮情報

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と

言われ、指輪等を

含めて2万5千円で買い

取ってもらった。その後、 形見の指輪を渡した ことを後悔し、また買い取 り価格が安すぎると思 い、買い戻したいと電話をし たところ「商品は別の業者 に渡してしまった」と 言われた。(60歳代 女性)



訪問して買い取りを行う 業者との契約は慎重に

ひとこと助言

●自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。



- ●購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した 買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属 はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱ りと断りましょう。
- ●訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください (消費者ホットライン188)。

見守 新鮮情報 第157号

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それを

売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかな

か帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。 冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。(70歳代 女性)



買い取られた貴金属 クーリング・オフができます!

ひとこと助言



- ●訪問した業者に貴金属等を買い取られる「訪問購入」に関する相談が依然寄せられています。これまではクーリング・オフの制度はなく、後になって返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないケースがほとんどでした。
- ●平成25年2月21日より、訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、 今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無 条件に取り戻すことができるようになりました。
- ●契約をしたとしても商品をその場で引き渡す必要はありません。
- ●ただし、クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。何よりまず、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- ●困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄